

平成 22 年 12 月号

TAXER NEWS

三上会計事務所発行
オリジナル事務所通信

《 所長便り 》

こんにちは、いよいよ今年最後の TAXER NEWS となりました。

今回は、ご報告が中心です。おかげ様で私の妻の「三上奈穂」が税理士登録をしました。今から 5 年ほど前に結婚することを決めたのですが、妻はその時、パロマ工業（事件前）から転職したいという話をしていました。転職といっても、出産や育児のこともあるので、なかなか厳しいのも現実であり、「税理士試験を受けたらどう？」と誘ったのが始まりです。

家族が会社内で手伝っている中小企業は実に多いですが、「1 日中一緒じゃん。俺には耐えられないわー。」という社長さんの声もよく聞きます。税理士さんでも夫婦や親子でやっている所は、沢山あります。長所や短所も色々あると思いますが、万が一、自分に何かあったとき、事業を継続するという意味では、物凄く大きいことだと思います。もし、税理士 1 名のみの事務所の場合、その代表が死んでしまったら、資格保持者がいなくなり、従業員も全部解雇、顧問先もあせって、次の税理士を探さないといけない。勿論、税理士会が斡旋して、受け皿を探してもらえますが、かなりの障害があります。

一般の会社に多いのは、経理、総務として手伝っているケースでしょうか。しかし、社長が外に出ているため、奥様が社内のムードメーカーになっていることが多い。自分の商売ではなく、外貨（自分の商売以外のお金）を稼ぐ奥様を持っている社長もいます。会社が不景気の時には、心強い味方になります。借金しても、笑いとばす奥様もいますし、会社が下降気味であれば、尻を蹴飛ばす奥様もいます。現実として中小企業の成功は、奥様が結構大きな役割を担っていると言っていいでしょう。

さて、平成 22 年も残すところあとわずかになりました。本年も格別のお引き立てを賜り、まことにありがとうございました。皆様「良いお年を！」

三上努の妻の奈穂と申します。平成 18 年の結婚を機に、全く違う分野の仕事から心機一転税理士を目指して勉強を始め、試験には昨年合格し実務の方は 2 年前から事務処理を中心に手伝い、11 月 17 日に税理士登録をさせて頂きました。

しかしながら税理士業務は大変専門性が高いものであり、2 年の実務ではまだまだ経験や勉強が不足しており半人前にも至りませんが、早く皆様のお役に立てるよう頑張っておりますので御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

（登録番号 東海税理士会第 117329 号）

《 経営情報 》

TAXERNEWS8・9 月号でお伝えしました「年金型生命保険」の二重課税問題で二重課税と判決された所得税の還付手続き及び期限が国税庁より発表されましたのでお伝えします。

[過去 5 年分の所得税の還付手続]

- ・ 確定申告をしている年分・・・更正の請求
- ・ 確定申告をしていない年分・・・確定申告（還付申告）



三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

[還付期限]

・ 更正の請求の期限等

更正の請求をすることができる期間は、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内とされています。

税務署では、更正の請求に基づき、納税者の方に還付をすることになりますが、還付ができる期間は、各年分において、**確定申告義務のなかった方については、申告書を提出した日から5年間、確定申告義務のあった方については、原則として、法定申告期限から5年間**とされています。このため、**確定申告義務のなかった方の平成17年分の確定申告に対する還付について、早い方は平成22年12月末が期限となります。**

これを過ぎると更正の請求が行われても税務署では還付できないこととなります。

税務署では、提出された更正の請求書の内容の審査などの事務処理を行った上で、還付を行いますので、十分な余裕を持って、早めのお手続きをお願いします（遅くとも期限の数日前にはお手続きをお願いします。）。

	税務署が還付できる期限
確定申告義務のなかった方	申告書を提出した日から5年間 【例】平成17年分の申告書を平成18年2月1日に提出した場合に税務署が還付できるのは、平成23年1月31日までです。
確定申告義務のあった方	原則として、法定申告期限から5年間 (平成17年分については、原則として、平成23年3月15日) ※ 還付申告を期限後に提出した場合は、申告書提出日から5年間

「法定申告期限」・・・確定申告書の提出期限である3月15日

・ 確定申告（還付申告）の期限

確定申告（還付申告）をすることができる期間は、**確定申告義務のない方は、申告する年分の翌年1月1日から5年間、確定申告義務のある方は、申告する年分の翌年2月16日から5年間**です。このため、**平成17年分の確定申告（還付申告）については、確定申告義務のない方は平成22年12月31日、確定申告義務のある方は平成23年2月15日が提出期限となりますので、お早めにお手続きをお願いします。**

	確定申告（還付申告）の提出期限
確定申告義務のない方	申告する年分の翌年1月1日から5年間 (平成17年分については、平成22年12月31日)
確定申告義務のある方	申告する年分の翌年2月16日から5年間 (平成17年分については、平成23年2月15日)

三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・ 10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・
（法人事業所税）・法人住民税＞ 申告期限…1月4日
- ・ 4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
申告期限…1月4日
- ・ 給与所得の年末調整 期限…1月4日
- ・ 固定資産税（都市計画税）の第3期分納付 納付期限…1月4日
- ・ 源泉所得税（7月～12月分）納期限の特例を受けている者の納付 申請期限…1月20日

《 行楽日記 》（文責：亀田）

はじめまして、9月から入社いたしました新人の亀田が
はじめて担当させていただきます。

11月に代休をもらい滋賀県に夏にできたという噂のアウト
レットモール 竜王アウトレットモールに行ってきました。

一宮 IC から2時間くらいで到着、近くも無く遠くも無く
ちょっとしたお出掛けには程よい距離でした。さてお店のほ
うは長島や土岐には無いお店が少々あり楽しく買い物する
ことが出来ました。ZARAのアウトレットが国内初らしいです・・・
でも Men's は量も少なく Size がデカイのしかなくガッカリ・・・正直微妙うう。

さぁ気を取り直して昼食ということで流石は滋賀県（関西）、名古屋飯は無くどれもコレも関西
系のお店が並んで美味しそう・・・どれにしようか迷っちゃう・・・結局選んだのがカレーって
なんでやねん！！



エントランス
Entrance

三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info